

中小事業者等の固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、厳しい経営環境にある中小事業者などを対象に、令和3年度課税分に限り償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の課税標準に軽減措置を講じます。

◆軽減措置の対象となる方（下記の条件をすべて満たす場合のみ）

- 町内に償却資産・事業用家屋を所有していること
- 令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヵ月間の事業収入が、前年の同時期と比べて30%以上減少していること
- 中小事業者等であること

※中小事業者等とは

- 個人の場合：従業員の数が1,000人以下の個人
- 法人の場合：①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
②資本または出資を有しない法人の場合、従業員が1,000人以下の法人（大企業の子会社は除く）

◆軽減措置の対象資産と軽減期間

【対象資産】

- 事業用家屋
- 設備などの償却資産
- ※土地や居住用の家屋は軽減の対象になりません。

【軽減期間】

- 令和3年度課税分の固定資産税

◆軽減される割合

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減の割合
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	2分の1

◆提出書類

【共通】

- 認定経営革新等支援機関などの確認を受けた特例申告書（原本）
- 収入減を証する書類（会計帳簿、青色申告決算書など）の写し
- 不動産賃料の猶予などにより事業収入が減少した場合、その猶予の内容が確認できる書類の写し

【事業用家屋の軽減申告の場合】

- 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色決算書など）の写し

【償却資産の場合】

- 令和3年度償却資産申告書、種類別明細書

◆手続きの流れ

- ①特例申告書に必要な事項を記入し、必要書類とともに認定経営革新等支援機関などへ提出します。
- ②認定経営革新等支援機関などに確認を受け、申告書内【確認欄】への押印および記入をしてもらいます。
- ③確認を受けた特例申告書（原本）、その他必要書類を住民生活課住民グループに期日までに提出します。



※認定経営革新等支援機関に該当する機関とは

認定を受けた税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会議所、商工会、農業協同組合などのことを指します。

詳しくは、中小企業庁などのHP内「認定経営革新等支援機関等の一覧表」を参考にしてください。

その他詳細は中小企業庁HPをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>



お問い合わせ先：住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812